

助成制度対象区域

都心にぎわい再生区域

犀川大橋から浅野川大橋までの国道157号・159号に面する区域です



※この図面はイメージです。詳細は下記までお問い合わせください。

お問い合わせは

金沢市都市整備部定住促進局住宅政策課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
 TEL 076-220-2136 FAX 076-222-5119
 Eメールアドレス jyuutaku-s@city.kanazawa.ishikawa.jp
 ホームページ <http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/jyuutaku/>
 制度の要綱や書式はホームページからダウンロードできます。

(この制度は平成17年度まで継続される予定です)
 ※この制度は内容が変更される場合があります。

2004.4

都心のオフィスビルの住宅転用等を支援します

まちなかにぎわい街道定住促進制度



金沢市は
 まちなかにぎわいの創出と
 風格あるまちづくりを促進するため
 都心にぎわい再生区域における
 オフィスビルの住宅転用や
 住宅を併設したオフィスビルに対して
 支援します



金沢市

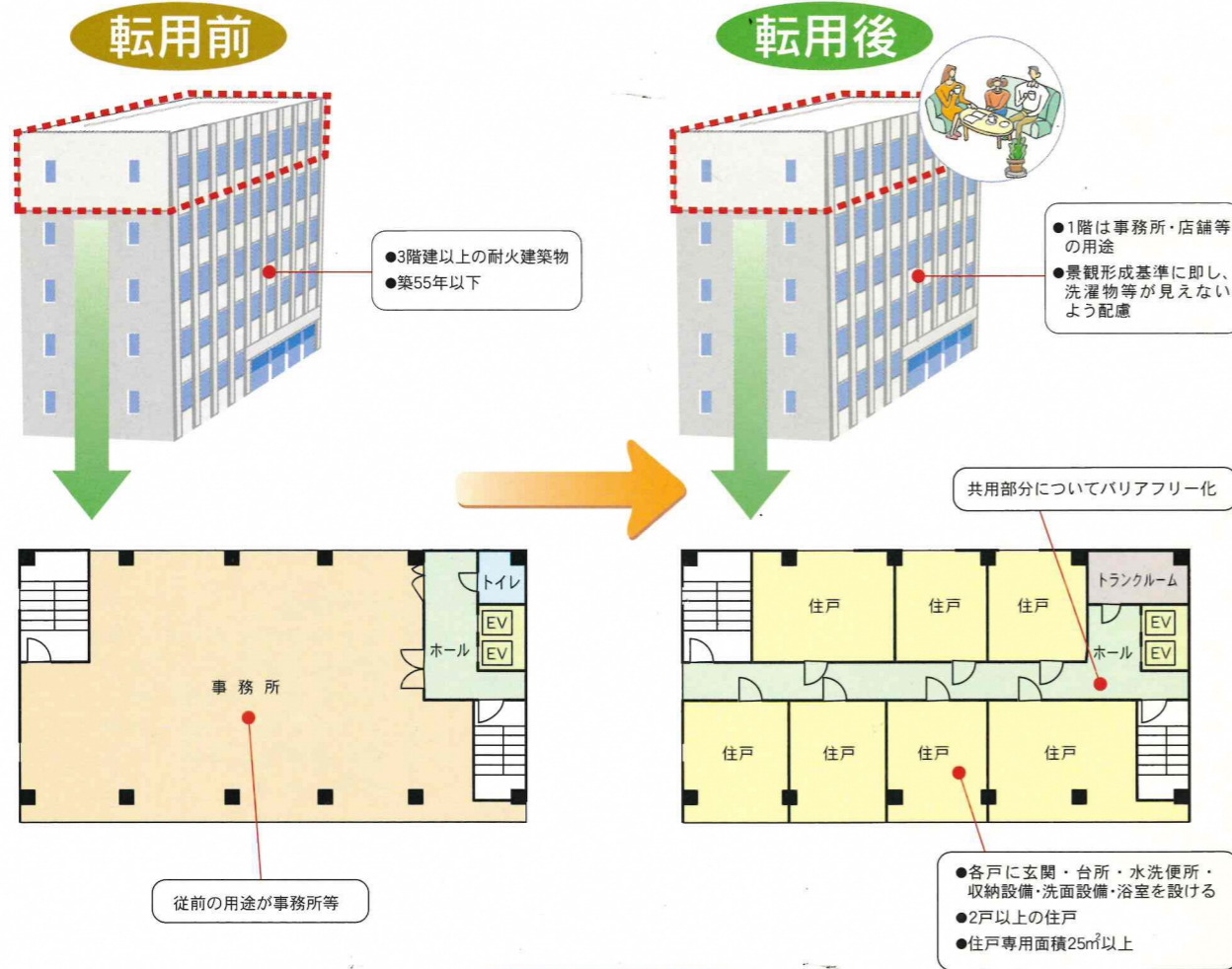
制度のあらまし

オフィスビル住宅転用整備費補助

■対象事業

都心にぎわい再生区域において、主たる用途が事務所・店舗等の建築物の一部を住宅に転用する事業であって下記の条件に適合するもの

- 1) 3階建以上の耐火建築物で築55年以下のもの
- 2) 玄関・台所・水洗便所・収納設備・洗面設備・浴室を備え、床面積25㎡以上の住戸が2戸以上
- 3) 1階は事務所・店舗等の用に供する
- 4) 住宅共用部分についてバリアフリー化されている
- 5) 景観形成基準に即し、洗濯物等が外部から見えないう配慮された計画
- 6) 景観条例、まちづくり条例その他の関係法規を遵守したもの



■助成金額(限度額1棟当たり1億円)

・転用する住戸の戸数に200万円を乗じた額
ただし、住宅改修費総額の2割を限度とします。

■オフィスビル転用住宅家賃減額補助

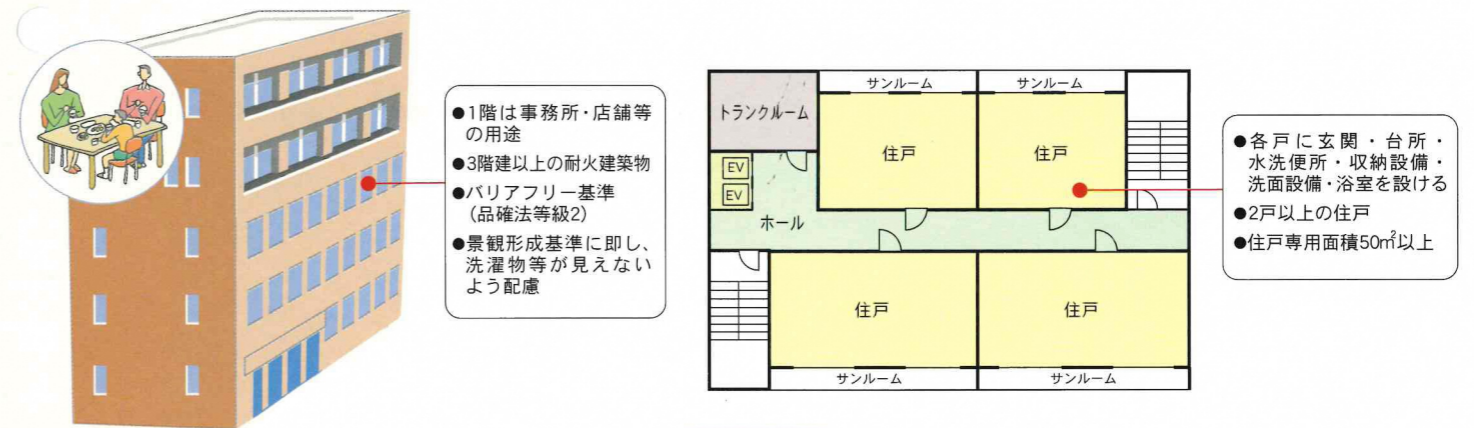
・2年間、入居者家賃を助成します。
契約家賃の10% (月額限度額 1万5千円)
対象者 月額所得が44万5千円以下の方

住宅併設オフィスビル建設費補助

■対象事業

都心にぎわい再生区域において、住宅を併設するオフィスビル等を建設する事業であって下記の条件に適合するもの

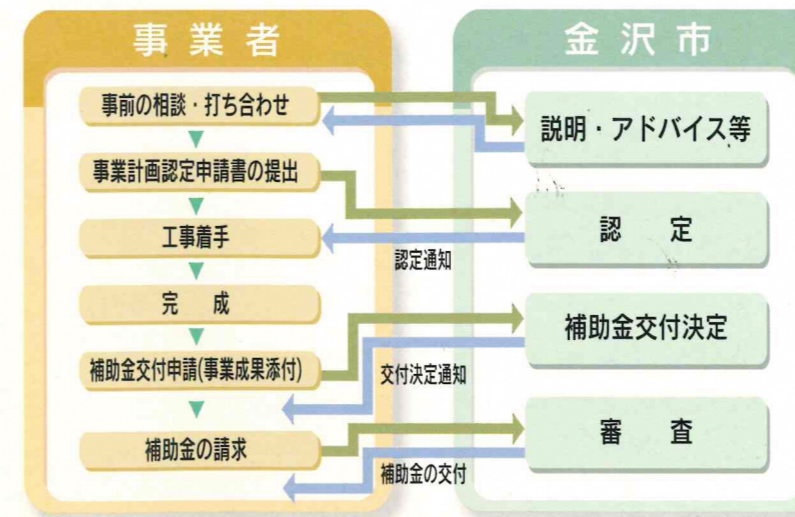
- 1) 3階建以上の耐火建築物
- 2) 玄関・台所・水洗便所・収納設備・洗面設備・浴室を備え、床面積50㎡以上の住戸が2戸以上
- 3) 1階は事務所・店舗等の用に供する
- 4) バリアフリー化 (品確法性能評価基準等級2程度)
- 5) 景観形成基準に即し、洗濯物等が外部から見えないう配慮された計画
- 6) 景観条例、まちづくり条例その他の関係法規を遵守したもの



■助成金額(限度額1棟当たり1億円)

・併設する住戸の戸数に100万円を乗じた額

助成を受けるには



店舗部分の整備にも補助制度を活用できます。

中心商店街の店舗の外観整備などについても補助制度があります。

くわしい内容については、下記にご相談ください。

金沢市経済部商業振興課
TEL (076)220-2193